平成２２年（フ）第２１０８号
横浜市港北区菊名１丁目２番３号　茅木屋Ａ
Ｐ201
破産者　塚本　純子
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２３８号
横浜市青葉区荏田町1236番地７　東急江田駅前ドエリング1003号
破産者　高野　定夫
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６６号
三重県伊賀市平野城北町90番地、前住所大阪府四條畷市岡山東４丁目７番45号
破産者　石田　恭太
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第８１８０号
大阪府八尾市西山本町５－６－12　石川尋美方、開始決定時の住所大阪府東大阪市新上小阪４－33
破産者　石川　主英
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９９１号
大阪府吹田市川岸町７番22号
破産者　濵田　兼輔
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４６号
大阪市生野区巽北１丁目４番６号　第２ハイツダイシン101
破産者　サンコーこと　枡田　廣美
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２５７号
奈良県生駒郡斑鳩町龍田北４丁目４番９号
破産者　根來　伸雄
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９１９号
大阪市鶴見区鶴見２丁目４番７号　302号、前住所大阪府八尾市黒谷２丁目55番地の２
破産者　髙崎　廣美
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１２５号
大阪府八尾市南本町２丁目５番29号、前住所大阪府八尾市旭ケ丘１丁目67番地　サンフレア105号
破産者　泉　　一子
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５６６号
和歌山県御坊市島656　松本アパート　西１、住民票上の住所大阪府枚方市楠葉丘１丁目70番10号
破産者　荒木　健一
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６４３号
大阪府藤井寺市春日丘２丁目５番15号　セルヴェール春日丘102号、住民票上の住所大阪府枚方市東中振２丁目23番５号
破産者　山田　良一
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１９１号
大阪府大東市深野３丁目19－１グリーンアベニュー１番館102号、開始決定時の住所大阪府枚方市藤阪東町３丁目２番３－303号
破産者　伊藤　邦夫
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２５７号
大阪市浪速区幸町１丁目３番11－1304号
破産者　澤村　宏明
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４１４号
大阪市城東区野江３丁目７番６－502号
破産者　おでん細川こと　細川　幹夫
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６９６号
大阪市阿倍野区相生通１丁目６番４号
破産者　中村　正博
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４８１号
大阪府高槻市東五百住町２丁目26番４号
破産者　梶谷　　真
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８０１号
大阪市淀川区十三東３丁目13番28号、前住所大阪市淀川区木川西１丁目13番18―702号
破産者　山崎　雅史
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８８２号
大阪市此花区伝法１丁目１番２－1016号、前住所大阪府枚方市楠葉並木１丁目37番22－202号
破産者　三宅　誉一
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０６３号
大阪府枚方市北中振３丁目30番14号
破産者　峰　　利司
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部